

新型コロナウイルス関連情報（3月25日現在）

1 喫連邦保健省によれば、25日（木）15時現在、新たにオーストリア国内で3,623名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び27名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は524,616名（内死亡数：9,178名、治癒数：483,460名）となります。

国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

・ウィーン市（州）	： 109,238名（+ 1,084）
・オーバーエスタライヒ州	： 96,346名（+ 574）
・ニーダーエスタライヒ州	： 87,463名（+ 532）
・シュタイアーマルク州	： 64,058名（+ 491）
・チロル州	： 52,023名（+ 310）
・ザルツブルク州	： 43,186名（+ 239）
・ケルンテン州	： 33,040名（+ 177）
・フォアアールベルク州	： 24,231名（+ 84）
・ブルゲンラント州	： 15,031名（+ 132）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

・ウィーン市（州）	： 1,849名（+ 9）、99,068名
・オーバーエスタライヒ州	： 1,577名（+ 2）、90,314名
・ニーダーエスタライヒ州	： 1,505名（+ 4）、79,756名
・シュタイアーマルク州	： 1,843名（+ 4）、57,688名
・チロル州	： 592名（+ 1）、49,427名
・ザルツブルク州	： 529名（+ 3）、38,907名
・ケルンテン州	： 736名（+ 1）、30,672名
・フォアアールベルク州	： 280名（+ 0）、24,059名
・ブルゲンラント州	： 267名（+ 5）、13,569名

2 25日からニーダーエスタライヒ州ノインキルヒェン行政区とヴィーナー・ノイシュタット・ラント行政区が隔離地域に指定されました。この2つの行政区から外部へ移動する場合、原則として有効な陰性証明書（48時間以内の抗原検査または72時間以内のPCR検査）の提示が義務付けられ、違反者には罰金が科せられます。措置内容は既に10日から隔

離地域に指定されているヴィーナー・ノイシュタット市と同様で、ヴィーナー・ノイシュタット市とヴィーナー・ノイシュタット・ラント行政区の間の出入りに対しては陰性証明書の提示は義務付けられません。これらの措置は新規感染者数が一定基準を下回るまで継続されます。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html